

広島県告示第七百二十六号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定によつて、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十四年九月三日

広島県知事 湯崎英彦

江の川上流				太田川下流		太田川上流		小瀬川上流		上水内川		森林計画区名	水源涵養保安林	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在在場所
生田川	三篠川	可愛川										包括市町名		皆伐面積の限度（ヘクタール）
安芸高田市（向原町を除く。）	安芸高田市（向原町に限る。）	広島市（安佐北区「白木町に限る。」に限る。）	山県郡北広島町（宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津、大塚、有田、新庄、有間、石井谷、今田、後有田、川井、川戸、川西、木次、藏迫、古保利、新氏神、新郷、新都、惣森、寺原、中山、春木、本地、南方、壬生、舞綱及び丁保余原を除く。）	広島市（東区「馬木一丁目から馬木九丁目まで、馬木町、上温品一丁目から上温品四丁目まで、温品町、福田一丁目から品八丁目まで、温品町、福田一丁目から福田八丁目まで及び福田町に限る。」、安佐北区「白木町に限る。」、安芸区及び佐伯区を除く。）	一三六・四〇							八二一・八三		八二一・八三
七七七・五六	三三三・二二		四五四・〇二									三三五・三二		三三五・三二

二 土砂流出防備保安林

江の川上流																	高梁川上流			森林計画区名		面積による許容限度 所を定める集団伐度採 在場所
高宮	八千代	吉田	比和	高野	口和	東城	西城	総領	庄原	双三三和	三良坂	吉舎	作木	布野	君田	甲奴	三次	神石三和	豊松	神石	油木	
安芸高田市 (高宮町に限る。)	安芸高田市 (八千代町に限る。)	庄原市 (比和町に限る。)	庄原市 (高野町に限る。)	庄原市 (口和町に限る。)	庄原市 (東城町に限る。)	庄原市 (西城町に限る。)	庄原市 (総領町に限る。)	庄原市 (総領町、西城町、東城町、口和町、高野町及び比和町を除く。)	三次市 (三和町に限る。)	三次市 (三良坂町に限る。)	三次市 (吉舎町に限る。)	三次市 (作木町に限る。)	三次市 (布野町に限る。)	三次市 (君田町に限る。)	三次市 (甲奴町に限る。)	木町、吉舎町、三良坂町及び三和町を除く。)	三次市 (甲奴町、君田町、布野町、作光信、桑木、階見及び光末に限る。)	神石郡神石高原町 (井関、大矢、時安、坂瀬川、小畠、上、阿下、常福永、古川、高光、相渡及び永野に限る。)	神石郡神石高原町 (上豊松、下豊松、笹尾、有木及び中平に限る。)	神石郡神石高原町 (井関、牧、草木、野、新免、李、近田、花済及び上野に限る。)	神石郡神石高原町 (油木、安田、小野、新免、李、近田、花済及び上野に限る。)	包 括 市 町 名
一九・三六	一九・三一	三七・四九	一九・二九	一九・二九	一六・七四	六・八八	三三・八〇	一二・七一	一八・〇五	一五・八〇	一五・七八	五・一七	一五・九二	六・六六	一七・〇六	一六・〇〇	一四・〇三	〇・六四	〇・八六	二・〇八	（ヘクタール）	

豊平	千代田	大朝	芸北	戸河内	筒賀	加計	坂	熊野	海田	安芸府中	
山県郡北広島町（今吉田、阿坂、吉原、志路原、上石、下石及び海応寺中限る。）	山県郡北広島町（有田、有間、石井谷、今田、後有田、川井、川戸、川西、川東、木次、藏迫、古保利、新氏神、新郷、新都、惣森、寺原、中新木、本地、南方、壬生、舞綱及び丁保余原に限る。）	山県郡北広島町（宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津及び大塚に限る。）	山県郡北広島町（東八幡原、西八幡原、移原、米沢、高野、大暮、小原、溝口、雲耕、宮地、政所、中祖、荒神原、橋山、奥中原、川小木、大字板ヶ谷、大字川手、大字梶ノ板、大字寺領、大字上殿、大字松原、大字小田、細見、才乙、大利原、南門原、荔屋形、草安、奥原、土橋及び大元及び大字平見谷に限る。）	山県郡安芸太田町（大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ原、大字打梨、大字遊谷、大字横川、大字板ヶ谷、大字上殿、大字猪山及び大字平見谷に限る。）	山県郡安芸太田町（大字上筒賀及び大字中筒賀に限る。）	山県郡安芸太田町（大字穴、大字坪野、大字津浪、大字加計、大字下筒賀、大字下殿河内及び大字觀音に限る。）	安芸郡坂町	安芸郡熊野町	安芸郡海田町	安芸郡府中町	まで、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目から丸石五丁目まで、宮浜温泉一丁目から宮浜温泉三丁目まで、八坂一丁目、八坂二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野原一丁目から大野原四丁目まで及び大野に限る。）
一一〇・六六	一一四・六七	一一二・一一〇	三・三六	三七・九八	一四・一六	六六・八七	一四・三〇	五四・八八	九・三八	一八・八四	

瀬戸内

府中	新市	神辺	沼隈	内海	福山	向島	御調	瀬戸田	因島	尾道	久井	本郷	大和	大和	三原	竹原	豊	豊浜	川尻	安浦	蒲刈	下蒲刈	倉橋	音戸	呉
府中市（上下町を除く。）	福山市（新市町に限る。）	福山市（神辺町に限る。）	福山市（沼隈町に限る。）	福山市（内海町に限る。）	福山市（向島町に限る。）	福山市（瀬戸田町に限る。）	尾道市（御調町に限る。）	尾道市（瀬戸田町に限る。）	尾道市（因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町、瀬戸田町、御調町及び向島町を除く。）	尾道市（因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町に限る。）	尾道市（久井町に限る。）	三原市（久井町に限る。）	三原市（本郷町に限る。）	三原市（大和町に限る。）	三原市（大和町に限る。）	三原（竹原）	豊	豊浜	川尻	安浦	蒲刈	下蒲刈	倉橋	音戸	呉
府中市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（倉橋町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（倉橋町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）	吳市（音戸町に限る。）
五・六〇	五六・四〇	二六・〇二	六五・四三	一五・七五	二三三・七二	一・二三	一二七・五五	七・〇二	八・三八	一一六・四八	一二三・九三	七六・五〇	二二三・九〇	二二三・一〇	一七八・七八	○・三六	○・七八	七二・三七	二・七二	一・一六	二五・一七	一・六〇	二三・四・九〇	呉町を除く。）	
府中市（新市町に限る。）	福山市（神辺町に限る。）	福山市（沼隈町に限る。）	福山市（内海町に限る。）	福山市（向島町に限る。）	福山市（瀬戸田町に限る。）	尾道市（御調町に限る。）	尾道市（瀬戸田町に限る。）	尾道市（因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町に限る。）	尾道市（因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町に限る。）	尾道市（久井町に限る。）	三原市（久井町に限る。）	三原市（本郷町に限る。）	三原市（大和町に限る。）	三原市（大和町に限る。）	三原（竹原）	豊	豊浜	川尻	安浦	蒲刈	下蒲刈	倉橋	音戸	呉	

東広島	上下	府中市（上下町に限る。）	三二三・一五
黒瀬	六五・〇三	東広島市（黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目及び黒瀬松ヶ丘、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。）	四二・七八
東広島	五六・四〇	東広島市（黒瀬町に限る。）	一一・九七
豊栄	一〇六・六七	東広島市（河内町に限る。）	一一・九七
福富	一〇六・〇九	東広島市（安芸津町に限る。）	一一・九七
河内	一〇六・四二	東広島市（江田島町に限る。）	一一・九七
安芸津	一〇六・一二	東広島市（能美町に限る。）	一一・九七
江田島	一〇六・一〇	東広島市（江田島町に限る。）	一一・九七
能美	一〇六・〇九	東広島市（沖美町に限る。）	一一・九七
大柿	一〇六・〇九	東広島市（大柿町に限る。）	一一・九七
沖美	一〇六・〇九	東広島市（大崎上島町に限る。）	一一・九七
大崎	一〇六・〇九	東広島市（木江、沖浦及び明石に限る。）	一一・九七
木江	一〇六・〇九	豊田郡大崎上島町（木江、沖浦及び明石に限る。）	一一・九七
東野	一〇六・〇九	豊田郡大崎上島町（東野に限る。）	一一・九七
甲山	一〇六・〇九	豊田郡大崎上島町（中野、原田及び大串に限る。）	一一・九七
世羅	一〇六・〇九	豊田郡大崎上島町（大字青近、大字赤屋、大字伊尾、大字宇津戸、大字小世良、大字小谷、大字川尻、大字甲山、大字西上原、大字東上原及び大字津口、大字寺町、大字田打、大字徳市、大字戸張、大字中原、大字神崎、大字東神崎、大字堀越、大字本郷及び大字安田に限る。）	一一・九七
世羅西	一一・九七	世羅郡世羅町（大字小国、大字上津中、大字長田、大字山中福田及び大字吉原に限る。）	一一・九七

三 千害防備保安林

森林計画区名	瀬戸内	府中市（上下町に限る。）	皆伐による伐採面積の許容限度所を定める集団の所在場所
		東広島市（黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬松ヶ丘、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。）	皆伐面積の限度（ヘクタール）

四 保健保安林

皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	高梁川上流森林計画区	江の川上流森林計画区	太田川森林計画区	瀬戸内森林計画区
（ヘクタール）	二・三四	三一・〇六	三六一・六八	一八七・六六